

令和 5 年度開園予定の統合幼稚園に関する基本方針について

浜田市では、令和 2 年 11 月に「公立幼稚園の今後のあり方（案）」を公表し、その中で、令和 5 年度に現在の浜田市立幼稚園 4 園を 1 園に統合する方針を示しました。

このたび、「公立幼稚園の今後のあり方（案）」の内容も踏まえながら、「令和 5 年度開園予定の統合幼稚園に関する基本方針」を策定しましたので、報告します。

1 令和 5 年度開園予定の統合幼稚園に関する基本方針について

資料 1 のとおり

2 パブリックコメント結果について

(1) 意見の募集期間

令和 4 年 2 月 17 日～令和 4 年 3 月 17 日

(2) 意見提出件数及び内容

12 件（2 名）

意見及び市の考えは、資料 2 のとおり

(3) 意見の計画への反映

修正なし

3 その他

内部検討する中で、計画の修正 1 件（修正箇所は資料 3 のとおり）。

令和 5 年度開園予定の統合幼稚園に関する基本方針について

浜田市では、令和 2 年 11 月に「公立幼稚園の今後のあり方（案）」を公表し、その中で、令和 5 年度に現在の浜田市立幼稚園 4 園を 1 園に統合する方針を示しました。

このたび、「公立幼稚園の今後のあり方（案）」の内容も踏まえながら、「統合幼稚園に関する基本方針」を作成しました。

1 浜田市立幼稚園の現状

浜田市立幼稚園（以下、「市立幼稚園」という）の園児数は、少子化などの影響により、年々減少しています（表 1）。

令和 4 年 4 月現在、市立幼稚園の総園児数は 33 名となっており、全ての園で 4 歳児と 5 歳児あるいは 3 歳児から 5 歳児までの混合学級となっています。

併せて、市立幼稚園の多くは、施設の老朽化が著しく、修理の必要な箇所が多く存在するという課題も抱えています。

表 1 市立幼稚園（4 月 1 日現在）の園児数の推移 単位：人

区分	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
原井幼稚園	14	13	2	休園			
石見幼稚園	54	42	34	37	25	17	11
長浜幼稚園	32	26	27	26	17	14	12
美川幼稚園	21	16	16	11	8	7	10
合計	121	97	79	74	50	38	33

2 市立幼稚園の統合について

現在、市立幼稚園の園児数は著しい減少傾向にありますが、これまで培われてきた教育課程の実践を継続するためには一定規模の園児数は必要と考えています。

さらに、今後、市立幼稚園は、運営の効率化を図りながら、その役割を明確にし、浜田市全体の幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

こうしたことから、令和 2 年 11 月に「公立幼稚園の今後のあり方（案）」を公表し、その中で、令和 5 年度に現在の市立幼稚園 4 園を 1 園に統合する方針を示し、幼児教育における教育力向上機関としての役割を担うこととしました。また、園舎は、施設の規模、耐震性、耐久性などの観点から、統合後、当面の間は、現在の長浜幼稚園の園舎を活用することとしました。

3 市立幼稚園の存在意義と果たすべき役割

市立幼稚園は、市が直接運営する施設のため、市が抱える幼児教育の課題に対して、直接的かつ機動的にアプローチすることが可能になります。また、これまで、民間の幼児教育施設では対応が困難な課題についても、「公立」としての役割を果たすべく、対応してきました。こうした「公立」幼稚園としての機能は、幼児教育施設が公私や類型の枠を超えて連携し、本市の保育・教育の質の向上を目指すうえで欠かせないものです。浜田市においては、その役割を明確にした上で、市立幼稚園を1園は存続させていく必要があると考えています。

また、子どもを取り巻く状況が急速に変化する中、平成30年4月には、幼稚園、保育所及び認定こども園は、幼児教育を行う施設（以下、「幼児教育施設」という）として、育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有することとなりました。

さらに、島根県においては、平成30年4月に島根県幼児教育センターを開設し、幼児教育施設の教育力向上や幼小接続への支援体制の強化を図られていますが、今後、各市町村にその役割の一部を継承する方向性が示されています。

これらのことから、市立幼稚園の存在意義及び今後特に果たすべき役割については、以下のとおり考えています。

1 市立幼稚園の存在意義

- (1) 市が直接運営する施設のため、市が抱える幼児教育の課題に対して、直接的かつ機動的なアプローチが可能
- (2) 公立と私立の幼児教育施設が連携することが保育・教育の質の向上につながる
- (3) 民間の幼児教育施設では対応が困難な課題にも対応可能

2 市立幼稚園が特に果たすべき役割

- (1) 市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割
(浜田市幼児教育センターの設置、公開保育の積極実施など)
- (2) 特別支援教育の充実
(幼児通級教室の設置、インクルーシブ教育の推進など)
- (3) セーフティネットとしての役割
(特別な配慮を必要とする子どもの受入など)

4 統合幼稚園の概要

(1) 教育目標

ふるさとに親しみ 自ら考え 共に育つ子どもの育成

(2) 園名・園章・園歌

- ・園名は、「浜田市立浜田幼稚園」とします。
- ・園章は、統合する4園の園章をもとに、市立幼稚園の職員、保護者及び教育委員会とで協議を行い、以下のとおり作成しました。
- ・園歌は、統合後に検討します。

【新園章】



- ・周辺のひし形で海と波を表現。
(石見・原井を参考)
- ・真ん中は4園の統合と未来に羽ばたく子どもたちを鳥の羽で表現。(石見・長浜・美川を参考)
- ・全体として、浜田の自然の中で、子どもたち(鳥)を守り育てていくことをイメージして作成。

【参考：現在の園章】



原井



石見



長浜



美川

(意味)

原井：詳細不明。島根県女子師範学校代用附属幼稚園から由来しているものと推測される。

石見：外側は3つの波、ひよこは子どもたち、みんなで子どもを守り育てる。

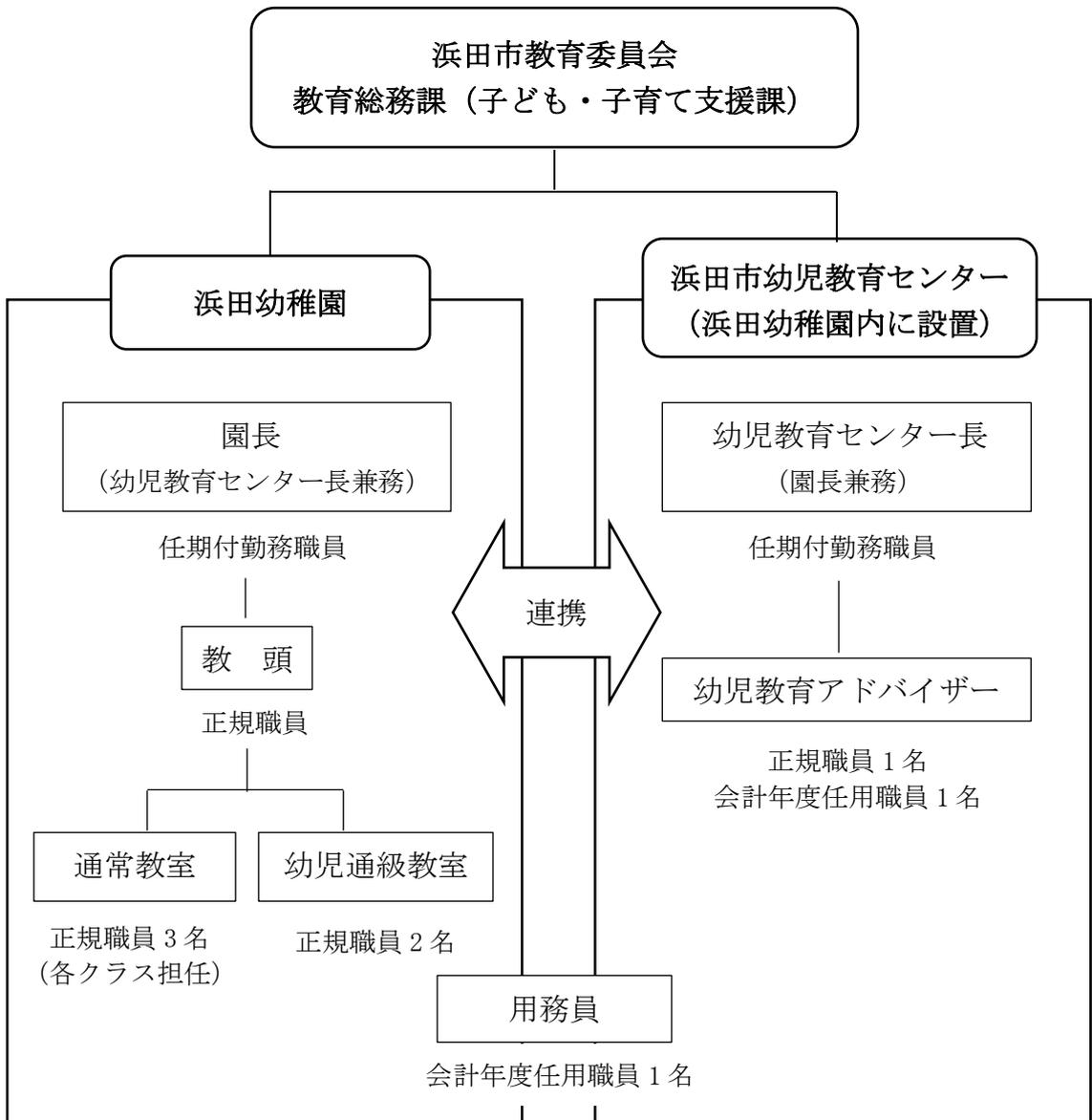
長浜：北国からやってくる渡り鳥「かもめ」のように立派に成長してほしい。

美川：ミカワの「カ」を三つの輪上に配置し、ミカワと読む。美川小校章と同じ。

(3) 所在地

浜田市熱田町820番地1(現在の長浜幼稚園の園舎を使用)

(4) クラス編成と職員体制



合計 10 名体制

(内訳) 任期付勤務職員 (園長) 1 名、正規職員 7 名 (再任用含む)、
会計年度任用職員 2 名

◎ 統合に併せて、「特別支援教室」は、廃止します。

(理由)

- ・ 現在、特別支援教室 (石見幼稚園に設置) に在籍している園児はおらず、さらに、保護者からもインクルーシブ教育 (障がいのある幼児もない幼児も共に学ぶこと) を求められているため。
- ・ なお、特別な配慮を必要とする幼児が入園する際には、障がいなどの程度に応じて、会計年度任用職員を加配することができることとします。
(職員の加配基準は (6) のとおり)

(5) 定員

浜田幼稚園の認可定員及び利用定員については、以下のとおりとします。

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
認可・利用定員	20人	20人	20人	60人

ただし、園児数が少ない場合は、以下の基準により混合学級とします。

区分	混合学級の基準
4歳児と5歳児の混合学級	4歳児と5歳児の合計園児数が <u>20人</u> （現在の基準：25人）以下の場合は、4歳児と5歳児による混合学級とする。
3～5歳児の混合学級	3～5歳児の合計園児数が <u>10人</u> （現在の基準と同じ）以下の場合は、1学級の混合学級とする。

【参考】県内他市の市立幼稚園の混合学級基準

自治体名	混合学級編成基準	クラス定員
松江市	4,5歳児：16名以下 3,4,5歳児：12名以下	4,5歳児：各35名 3歳児：25名
出雲市	4,5歳児：25名以下 3,4,5歳児：9名以下	4,5歳児：各35名 3歳児：25名
雲南市	4,5歳児：基準なし 3,4,5歳児：16名以下	1クラス35名以内（国基準）

※ 安来市と大田市は、基準なし。江津市と益田市は、公立幼稚園なし。

(6) 職員の加配基準

次の場合、会計年度任用職員を加配することができることとします。

- ① 次のいずれかを満たす幼児が入園する場合
 - ・ 特別児童扶養手当の支給対象幼児
 - ・ 身体障害者手帳の交付を受けた幼児
 - ・ 療育手帳の交付を受けた幼児
- ② 混合学級となった場合
- ③ その他教育委員会が必要と認めた場合

5 実施を検討する主なサービス

(1) 預かり保育

預かり保育とは、幼稚園の教育時間の終了後に、当該幼稚園の園児を一時的に預かり、保育を行うことです。預かり保育の実施日時及び利用料金については、現行

のままとします。

- ① 実施日時 開園日の14時～16時（ただし、長期休業中は実施しない）
- ② 利用料金 1日当たり400円（保護者の就労等、保育認定を受ければ無料）

(2) 通園バス

統合により通園が困難となる石見幼稚園及び美川幼稚園の在園児に対して、通園バスの運行を検討します。ただし、運行する場合でも、石見幼稚園及び美川幼稚園の在園児が卒園するまでの期間（2年間）の限定運行とします。

なお、バスには、同乗者1名が必要であり、幼稚園職員（会計年度任用職員含む）で対応することとします。

- ① 運行委託期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日
- ② 運行委託費 年間990千円
- ③ 運行車両 石見小学校のスクールバス「後野線」を使用予定。
- ④ 運行経路及び時間

【登園便】

8:30

8:30

8:45

【降園便】

14:00

14:15

14:35

石見小周辺 → 旧美川幼 → 浜田幼 浜田幼 → 旧美川幼 → 石見小周辺

(3) 給食

現在、各幼稚園においては、月2回の給食試食会を実施しています。統合後については、学校給食センターなどと協議しながら、保育所など民間事業所への業務委託の可能性も含めて、なるべく多く給食が実施できるよう検討を行います。

6 浜田市幼児教育センター

(1) 設置目的

公私や施設類型の枠を超え、0歳から質の高い保育・教育を提供するため、市内幼児教育力向上の拠点として、「浜田市幼児教育センター」を設置します。

(2) 職員体制

幼児教育アドバイザー2名（うち1名は正規職員）

(3) 事業内容

- ① 幼児教育アドバイザーの派遣による園内研修型訪問支援
 - ・保育参観、幼小連携・接続、特別支援教育、保育計画編成、安全管理
- ② 保育従事者への研修の実施
 - ・市内幼児教育施設キャリア別研修、幼小合同研修の実施など
- ③ 幼児教育施設への情報提供
 - ・幼児教育に関する研究成果、市の教育方針の普及など

- ④ 関係機関とのコーディネート機能
 - ・園の要請に基づいた専門性を有する者（保健・福祉・教育）との連携支援

(4) 子育て世代包括支援センターとの連携

両センターが連携して取り組みますが、大きな役割分担は次のとおりとします。

- 幼児教育施設の支援 ⇒ 幼児教育センター
- 家庭及び地域の支援 ⇒ 子育て世代包括支援センター

(5) 鳥根県幼児教育センターとの連携（県の役割）

- ① 市の幼児教育アドバイザーに対する助言・援助
- ② 研修などによる幼児教育アドバイザーの人材育成
- ③ 県内の幼児教育アドバイザーの連絡会などの開催
- ④ 幼児教育に関する好事例、研究成果、県の教育方針の情報提供など

7 幼児通級教室

(1) 設置目的

市内幼児教育施設においては、言葉、行動面、人との関わりなど、特別な配慮を必要とする子どもの割合が増加傾向にあります。これらの子どもに対しては、生活上などの課題の早期発見と早期支援が必要であり、そのためには、様々な支援の選択肢やタイムリーな支援の提供が重要となっています。

そのため、幼児教育施設に在籍しながら通うことができ（※）、一人一人の得意なことや興味があることを活かしながら、課題の克服を目指す「幼児通級教室」を統合幼稚園内に設置します。

※ 幼児教育施設に在籍していない幼児も利用することができます。

(2) 職員体制

正規職員 2 名

(3) 対象者

市内に住所を有し、言葉、行動面、人との関わりなど、特別な配慮を必要とする 3～5 歳児。

(4) 事業内容

市内の幼児教育施設に在籍しながら（※）、統合幼稚園内に設置する「幼児通級教室」に保護者と一緒に通うことで、以下の支援を受けることができます。

※ 幼児教育施設に在籍していない幼児も利用することができます。

① 個別支援

基本的には、週 1 回 1 時間程度の個別支援を行います。

② 集団支援

ニーズに応じて、個別支援に加え、集団活動を通じた支援を行うこともあります。

【受入上限人数】

受入人数の上限は、午前2コマ、午後2コマで週5日の利用を想定し、年間20名とします。ただし、令和5年度については、開設準備期間を設けるなどの理由から、受入上限人数は10名程度とする予定です。

(5) 利用の決定

幼児通級教室の利用者は、毎月1回開催する「幼児通級教室利用検討会」において決定します。

【幼児通級教室利用検討会メンバー】

- ・ 園長
- ・ 教頭
- ・ 幼児通級教室職員
- ・ 浜田市幼児教育センター職員
- ・ 教育委員会指導主事
- ・ 担当保健師

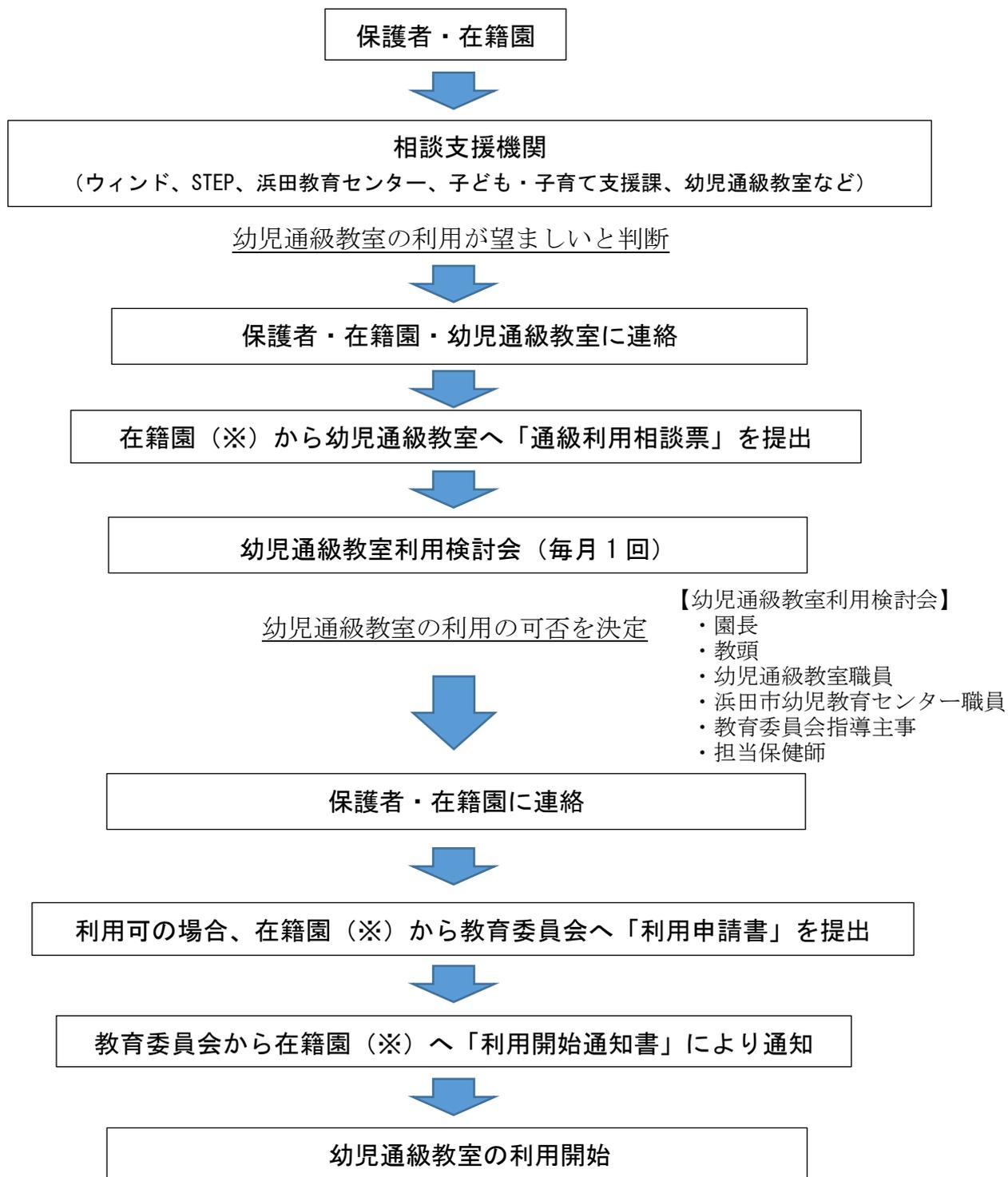
(6) 受入開始予定時期

令和5年7月（4～6月は、準備期間とします）

(7) 利用開始までの流れ

相談から概ね2か月で、幼児通級教室の利用開始が可能となります。詳細については、次ページのとおり。

【幼児通級教室利用開始までの流れ】



※ 幼児教育施設に在籍していない幼児は、保護者となります。

8 新園舎の建設について

今後、新しい場所での新園舎の建設を検討します。統合後、当面の間は、長浜幼稚園の園舎を使用しながら、並行して新園舎を建設する際の費用や場所などの検討を進めていきます。

9 開園までの主なスケジュール

令和3年12月17日	第1回統合幼稚園開園準備検討会
令和3年12月27日	行財政改革推進本部会議で混合学級基準を承認
令和4年1月6日	第2回統合幼稚園開園準備検討会
令和4年1月26日	市議会総務文教委員会で意見交換
令和4年2月7日	市議会全員協議会で意見交換
令和4年2月14日	保育所園長会で意見交換
令和4年2月17日	パブリックコメント実施（～3月17日）
令和4年3月25日	第3回統合幼稚園開園準備検討会
令和4年4月28日	教育委員会会議に議題提出
令和4年5月	市議会総務文教委員会及び全員協議会で報告
令和4年9月	浜田市立幼稚園条例の改正案を市議会に提出
令和4年12月	令和5年度園児募集開始
令和5年3月	原井・石見・長浜・美川幼稚園を閉園
令和5年4月	浜田幼稚園開園

令和 5 年度開園予定の統合幼稚園に関する基本方針（案）
パブリックコメントによる意見と浜田市の考え

No	ご意見の概要	浜田市の考え
1	<p>市立幼稚園の園児数の減少理由として、少子化を理由としているが、令和元年 10 月からの幼児教育の無償化により幼稚園の魅力が低下したからではないか。現に認定こども園の幼児園部の園児数は増加している（H22：16 人→R2：48 人）。</p>	<p>市立幼稚園の園児数減少の理由としては、少子化のほか、共働き家庭の増加による保育所入所者の増加や、それ以外の家庭の受け皿となる認定こども園幼児園部の増加などが考えられます。</p> <p>さらに、令和元年 10 月からの幼児教育の無償化により、市立幼稚園の保育料が保育所などと比較して、低廉であるという優位性がなくなったことも、一つの要因として考えています。</p>
2	<p>施設の老朽化が著しく、修理の必要な箇所が多いという課題については、これまで十分な対策を行ってこなかった市の責任と思うがどうか。</p>	<p>これまで、統合幼稚園の新設については、平成 28 年に原井幼稚園と石見幼稚園の統合幼稚園を新設する方針を示していましたが、原井幼稚園が園児数減少により休園となり、現在に至っています。</p> <p>現在の各園舎については、築 35 年～50 年が経過しており、老朽化していますが、必要な修繕等については、これまでも実施しており、今後も引き続き実施してまいります。</p>
3	<p>そもそも 4 園を 1 園に統合し、長浜幼稚園舎を活用することに賛同していない保護者は多数いるが、そういった現場の保護者の意見は無視されるのか。実際に幼稚園を利用している、または、今後利用する立場の人の意見を取り入れてほしい。</p>	<p>今回の統合計画は、行財政改革の観点だけでなく、浜田市全体の幼児教育の更なる充実を目指して実施するものです。このことは、これまで保護者説明会などで、説明してまいりました。全ての保護者の皆さんに賛同いただくことは難しいと思いますが、引き続き保護者の皆さんへ丁寧な説明を行ってまいります。</p>
4	<p>民間の幼児教育施設では対応が困難な課題とは何か。</p> <p>また、「民間の幼児教育施設では対応が困難な課題についても、「公立」としての役割を果たすべく、対応してきました」とあるが、具体的にどのような課題に対し、どう対応されてきたのか。</p>	<p>例えば、特別な配慮を必要とする子どもの受入など、民間の幼児教育施設では対応が難しい課題についても、受入体制を整えることで、セーフティネットとしての役割を果たすべく、対応してきました。</p>

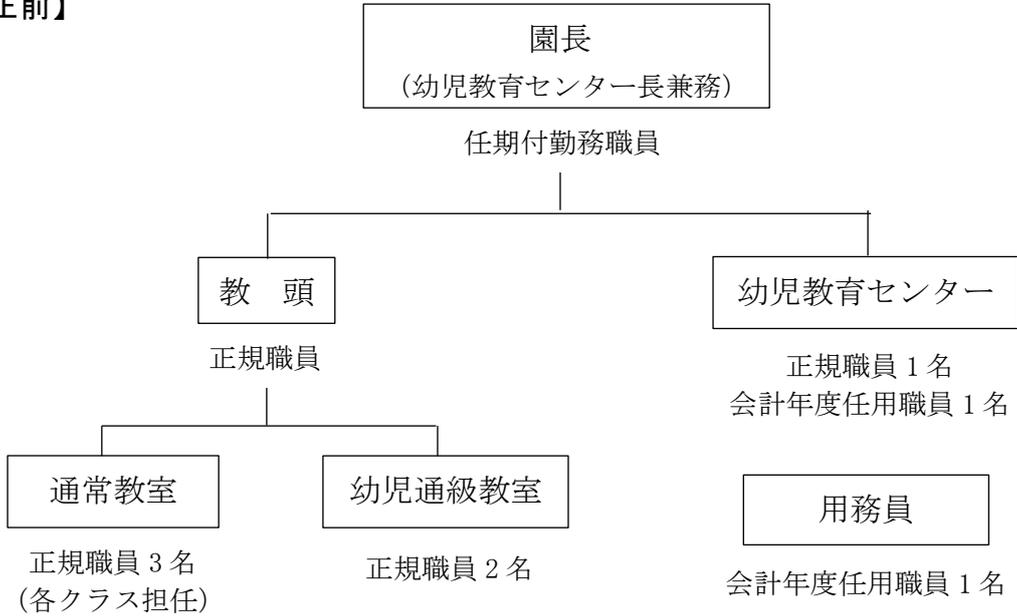
5	<p>職員体制について、統合後は職員の人数が減ると思われるが、現在の各幼稚園で働く職員はどうなるのか。</p>	<p>統合幼稚園では、浜田市全体の幼児教育の質の向上のために、新たに「幼児通級教室」と「幼児教育センター」の2つの機能を持たせる予定としており、現在の各幼稚園の職員を配置することとしています。</p>
6	<p>通園バスの運行について、検討ではなく、決定してほしい。</p> <p>また、石見・美川地区の人が通園困難なことには変わらないので、2年間の限定運行ではなく、長浜幼稚園舎を使用する間、園保有のバスを導入するなど、永年としてほしい（バス使用料を保護者が一部負担してもよい）。</p>	<p>通園バスの運行経費については、令和5年度予算となるため、検討するという表現にしています。予算化できるよう努めてまいります。</p> <p>また、通園バスについては、現在、民間幼児教育施設28施設のうち、2施設で運行されていますが、多くの施設では運行されていません。公立として、私立の多くの施設が実施していないサービスを行うことは難しいと考えていますので、統合時に石見又は美川幼稚園に在籍する子どもが卒園するまでの2年間の限定運行としたいと考えています。</p>
7	<p>新園舎の建設について、長浜幼稚園の園舎を使用しながら、新園舎の建設を検討することになっているが、最優先で取り組むべき。</p> <p>また、新園舎建設のスケジュールを示してほしい。</p> <p>新園舎建設にあたっては、保護者用駐車場の確保（園舎の近く）や出入りのしやすさも十分考慮してほしい。</p>	<p>新園舎の建設については、賛否両論あるため、現在、議論のたたき台として、建設場所や費用などについて検討を行っています。内容については、お示しできる段階になりましたら、お知らせする予定です。なお、駐車場の確保や出入りのしやすさなども今後検討する建設計画の中で考慮する予定です。</p>
8	<p>長浜幼稚園舎は、津波ハザードマップ範囲内であるが、リスク管理はされているのか。</p>	<p>長浜幼稚園では、津波ハザードマップ上、最大クラスの津波が発生したときでも、浸水の深さは2m未満となっています。通常であれば、在園児は2階に上がれば大丈夫と考えていますが、万が一にも備え、園舎を出て、線路より山側への避難通路も確認しており、実際に避難訓練も実施しています。</p>

9	<p>それぞれ伝統・歴史のある4園を1園に統合せざるを得ない事態になってしまったことに対し、浜田市はどう感じているのか。</p>	<p>今回の統合計画は、行財政改革の観点だけでなく、浜田市全体の幼児教育の更なる充実を目指して実施するものです。</p> <p>統合園においては、これまでの各園の特色や伝統を取り入れながら、新たな保育・教育の実施に向けて取り組みたいと考えています。</p>
10	<p>定員数について、統合前の各園の合計よりも、統合後の定員が減っているのはなぜか。園児数を増やすつもりはないということか。</p>	<p>定員数については、現在の各園の園児数等を踏まえ、実態に沿った数に見直しました。</p> <p>園児数確保に向けた取組は、引き続きしっかりと取り組んでまいります。</p>
11	<p>新園舎の建設計画を白紙にした理由を説明してほしい。歴史資料館建設のため、中止したという話も聞くが、急に撤回された本当の理由を説明してほしい。</p>	<p>新園舎の建設については、白紙や撤回したわけではなく、現在も検討しています。</p>
12	<p>預かり保育は、幼稚園の場所が遠いと迎えに行くのが難しい。</p>	<p>市内全幼児教育施設において、預かり保育後のお迎えは保護者の皆さんに行っていただいています。長浜幼稚園舎から遠くに住まれている方については、不便になると思いますが、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

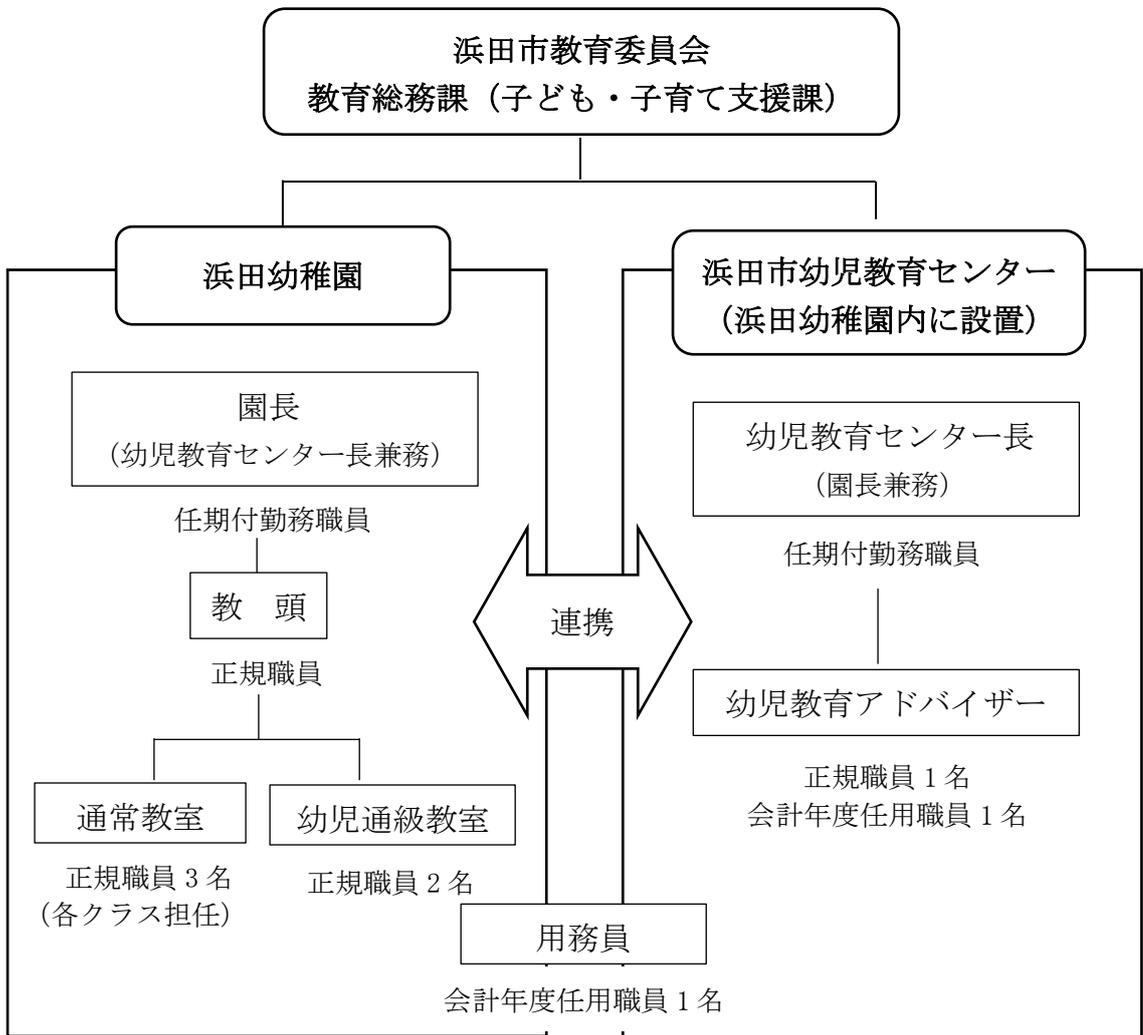
内部検討による計画の修正箇所

(4) クラス編成と職員体制 (P4)

【修正前】



【修正後】



浜田市消防本部体制整備計画の策定について（報告）

1 計画策定の趣旨

消防は、災害発生状況や道路インフラ等の社会構造変化、関係機関との連携、人口減少等に柔軟に対応する必要があります。このため出動体制や消防庁舎の老朽化、消防行政等の課題の解決に向け、第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画により、「浜田市消防本部体制整備計画」を策定し、今後の消防体制のあり方を整理するものです。

2 計画の位置付け及び計画の期間

この計画は、第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画を上位計画とし、後期基本計画の期間に合わせ、令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度までとし、毎年ローリングを行います。期間終了後は上位計画の策定状況や社会情勢等の変化に対応するため、期間や内容の見直しを行います。

3 出動体制・庁舎改築・消防行政等の検討

消防本部内部及び外部委員による検討を行うものとし、スケジュールの概要は表のとおりとします。

年度	実施回数	委員会名	特記事項
令和 4 年度	5 回程度 （検討状況により 変更あり）	浜田市消防本部機構 検討委員会	消防職員
令和 4 年度～ 5 年度	5～6 回程度 （検討状況により 変更あり）	（仮称） 浜田市消防本部体制 整備検討委員会	外部委員 （事務局は消防本部総務課）

※ 詳細については、別添の体制整備計画を参照

浜田市消防本部体制整備計画

(令和4年度～令和7年度)

令和4年4月

浜田市消防本部

目次

第1章 計画の概要

1 浜田市消防本部の沿革と計画策定の主旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 SDGsの達成に向けた取組	1
(1) SDGsとは	1
(2) 自治体に期待されるSDGsの取組	2
5 カーボンニュートラル	2

第2章 消防本部・消防署

第1 現状と課題	2
1 出動体制	2
2 庁舎	3
3 消防行政	3
(1) 平成29(2017)年 事務事業量調査等報告書	3
(2) 中期財政計画	4
(3) 災害対応	4
(4) 救急業務高度化	5
(5) 火災予防	5
(6) 大規模災害時の情報収集、伝達体制	5
(7) 高機能消防指令センターの県下消防本部での共同運用	6
(8) 職員研修	6
(9) DX	6
(10) 大量退職	6
第2 課題への対応	6
1 出動体制	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 本部・署所の配置	7
2 庁舎	7
(1) 改築等の見直し	7
3 消防行政	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 高度情報化への対応	10
(3) その他	10

4	出動体制・庁舎改築・消防行政等の検討	10
---	--------------------	----

第3章 長期的な課題

1	消防の広域化	10
2	人口減少への対応	10

浜田市消防本部体制整備計画

第1章 計画の概要

1 浜田市消防本部の沿革と計画策定の主旨

浜田市消防本部は、昭和 23（1948）年に消防車 5 台、消防職員 20 人で発足しました。その後、昭和 38（1963）年の救急業務実施の法制化、昭和 56（1981）年のはしご車の導入、平成 2（1990）年の消防の広域化により組合消防へ、そして平成 17（2005）年の市町村合併による単独消防へと、時代に応じて変化してきました。平成 18（2006）年に旭出張所開設、平成 19（2007）年に通信指令課を設置し、高機能消防指令センターの運用を開始しました。そして、平成 27（2015）年には消防力強化のため東部消防署、西部消防署を設置し、1 本部 3 署 4 出張所、職員定数 122 人の体制となりました。

消防は、災害発生状況や道路インフラ等の社会構造変化、関係機関との連携、人口減少等に柔軟に対応する必要があります。このため出動体制や消防庁舎の老朽化、消防行政等の課題の解決に向け、第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画により、「浜田市消防本部体制整備計画」を策定し、今後の消防体制のあり方を整理するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画を上位計画として、消防本部・消防署の体制の整備・充実を図るための基本方針を定めるものとします。

3 計画の期間

この計画は、第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画の期間に合わせ、令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度までとし、毎年ローリングを行います。期間終了後は上位計画の策定状況や社会情勢等の変化に対応するため、期間や内容の見直しを行います。

4 SDG s の達成に向けた取組

(1) SDG s とは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDG s は、17 の目標とそれに紐づく 169 のターゲットから構成され、地

地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

(2) 自治体に期待されるSDGsの取組

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸問題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。また、自治体と企業や大学、地域団体など社会全体で、SDGsという共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現するとしています。

【本計画でのSDGsの対応】

	<p>Goal 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p>
	<p>Goal 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。</p>

5 カーボンニュートラル

国の「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」宣言を踏まえ、公共施設整備時には太陽光発電設備等の設置や省エネルギー設備への転換を進め、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進に取り組みます。

第2章 消防本部・消防署

第1 現状と課題

1 出動体制

1 本部3署4出張所体制で市全域を管轄しています。浜田消防署は13人当直で、消防隊2隊、救急隊1隊の出動体制です。出張所は3人当直で、消防自動車1台、高規格救急自動車1台を配備し、隊員は消防隊、救急隊を兼務しています。平成30(2018)年には三隅出張所を西部消防署に統合し、通常5人当直として体制強化を図りました。

現在の3署4出張所の消防力を維持するために、消防本部勤務者(毎日勤務)が浜田消防署に、浜田消防署は桜ヶ丘出張所や金城出張所、旭出張所に、

西部消防署は弥栄出張所に応援当直を行っています。

平成 28 (2016) 年以降、火災出動は減少傾向、救助出動はほぼ横ばい、救急出動については平成 30 (2018) 年をピークに漸減となっています。近年、災害の内容は複雑多様化し、救急ではより高度な病院前救護が求められていることから、柔軟でより適切な出動体制の整備が必要です。

2 庁舎

消防本部・浜田消防署庁舎は昭和 53 (1978) 年に竣工し、令和 4 (2022) 年で 44 年が経過します。平成 28 (2016) 年～平成 30 (2018) 年には屋上、外壁、空調の大規模改修[※]を実施しました。令和 20 (2038) 年に耐用年数の 60 年を迎えますが、消防本部は防災施設の要であることを考慮し、建築後 55～57 年程度での改築を検討する必要があります。

浜田消防署桜ヶ丘出張所は、平成元年の竣工であり、令和 4 (2022) 年で 33 年が経過するため、令和 4 (2022) 年に屋上、外壁等の大規模改修を予定しています。

東部消防署金城出張所、旭出張所の建築年はそれぞれ平成 27 (2015) 年、平成 17 (2005) 年であり、当面改築の予定はありません。

西部消防署は、平成 2 (1990) 年に竣工し、令和 4 (2022) 年で 32 年が経過します。消防本部・浜田消防署庁舎と同様に大規模改修の時期ですが、建物周囲の地盤沈下が激しいため、庁舎の大規模改修を行うことなく、耐用年数の到来前の改築を検討する必要があります。

西部消防署弥栄出張所は、平成 2 (1990) 年に竣工し、令和 4 (2022) 年で 32 年が経過します。鉄骨造であるため、大規模改修の対象ではありません。令和 12 (2030) 年で耐用年数の 40 年を迎えます。

用語解説	※大規模改修	鉄筋コンクリート造建築物の長寿命化のための改修
------	--------	-------------------------

3 消防行政

以下の項目について検討する必要があります。

(1) 平成 29 (2017) 年 事務事業量調査等報告書

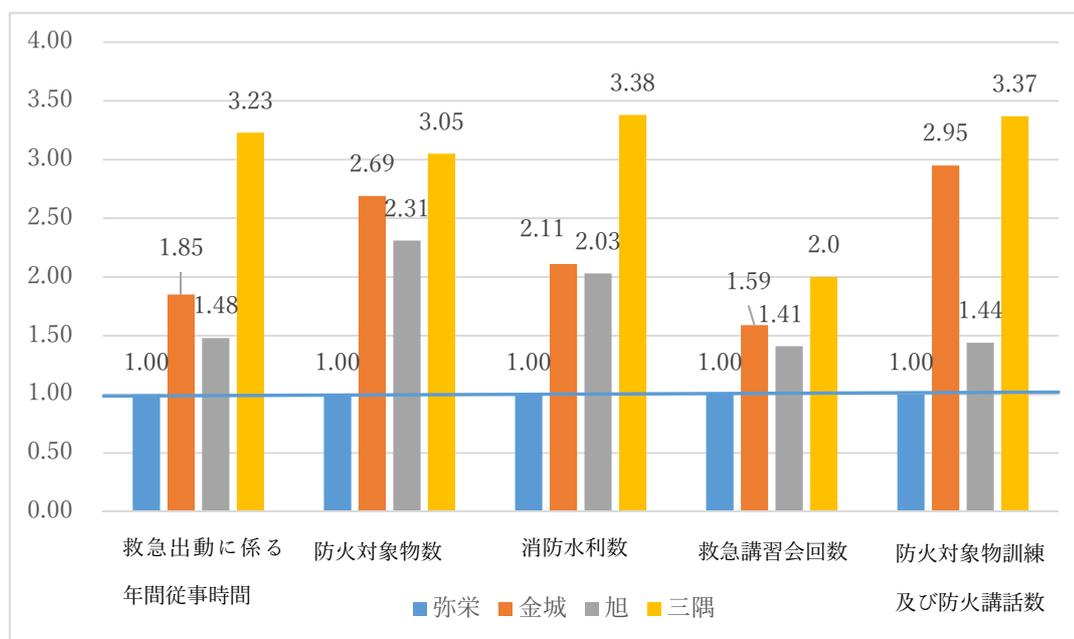
救急出動に係る年間従事時間、防火対象物数、消防水利数、救急講習回数、防火対象物訓練及び防火講話の活動実績について、弥栄出張所の実績を 1 として比較した場合、金城出張所では、1.5～3 程度、旭出張所では、1.5～2.3 程度、三隅出張所（平成 30 (2018) 年に西部消防署へ統合）にいたっては、救急講習会回数は 2、その他のすべての項目で 3 以上となるな

ど、出張所間の格差があること。

各出張所の消防活動実績

	金城出張所	旭出張所	弥栄出張所	三隅出張所
救急出動に係る年間従事時間 (時間)	317	253	171	553
防火対象物数 (棟)	229	196	85	259
消防水利数 (箇所)	200	193	95	321
救急講習会回数 (回)	35	31	22	44
防火対象物訓練及び防火講話 数 (回)	174	85	59	199

各出張所の消防活動実績（弥栄出張所を1とした場合の比較）単位：割合



(2) 中期財政計画

令和3（2021）年浜田市中期財政計画では、消防職の9人増員分は、令和5（2023）年度から段階的に削減とされていること。

(3) 災害対応

ア 住宅、林野等の火災や各種の事故はもとより、地震や集中豪雨等の自然災害、これまで予想されなかったNBC災害やテロ等大規模・複雑多様化する災害に対して、最新の技術と知識で的確に対応すること。

イ 緊急消防援助隊の島根県代表代行消防機関としての役割を果たすこと。

- ウ 浜田市が被災した場合の受援体制を確立すること。
- エ 高規格幹線道路での事故は、大規模・重大事故につながるケースが多く、進入路や退出路が限定されていることから、関係機関や医療機関等との連携を含め、二次災害防止の観点からもより迅速、的確に対応できる体制を整備すること。管轄内の高規格幹線道路の状況は以下のとおり。
- (ア) 平成 3 (1991) 年に浜田自動車道が、平成 28 (2016) 年に浜田・三隅道路が開通
- (イ) 令和 7 (2025) 年度に三隅・益田道路が開通予定
- オ 中国電力三隅発電所では、2号機が完成し、令和 4 (2022) 年に営業運転の開始が予定されていることを踏まえ、発電所における事故に備えた消防体制を維持すること。

用語解説	※NBC災害	Nuclear:核物質・Biological:生物剤・Chemical:化学剤によって引き起こされる災害 上記に Radiological:放射性物質の災害を加えて NBCR 災害とすることもある。
	※緊急消防援助隊	被災地の消防力のみでは対応困難な大規模災害等が発生した際、消防庁長官の要請により管轄を超えて出動し、災害活動を行う都道府県単位の消防部隊。

(4) 救急業務高度化

救急業務に対するニーズはますます高度化、多様化するものと見込まれるため、継続的な救急救命士の養成、高規格救急自動車の整備、メディカルコントロール体制[※]の更なる充実に努めること。

用語解説	※メディカルコントロール体制	救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、救急救命士等が医行為を実施する場合、当該医行為を医師が指示又は指導・助言及び検証してそれらの医行為の質を保障すること。
------	----------------	--

(5) 火災予防

危険物、高圧ガス、火薬の許認可、建築物の消防同意、さらに、防火対象物における消防用設備設置義務違反に対する違反処理や防火管理体制確立の指導等を行い、防火安全対策の徹底を図ること。また、避難行動要支援者を中心とした住宅防火対策についても積極的に推進すること。

(6) 大規模災害時の情報収集、伝達体制

緊急消防援助隊として出動した際、または他府県等からの受援の際に必要な災害情報の収集や伝達をより迅速、的確に行うため、タブレット

の活用など、ICT[※]を駆使した活動ができるよう調査研究をすること。

用語解説	※ICT (Information and Communication Technology)	インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー: インターネットやインフラ等の情報を処理する技術の総称
------	---	---

(7) 高機能消防指令センターの県下消防本部での共同運用

高機能消防指令センターの共同運用は整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができることに加え、災害情報を一元的に把握し、効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれることから、今後、国及び他の地方自治体、県下消防本部の動向を踏まえ、適切に対応すること。

(8) 職員研修

複雑多様化する各種の災害に近代消防戦術で即応できる職員を養成するための研修は必要不可欠であり、消防大学校や島根県消防学校教育関係、救急救命士資格をはじめとした資格取得教育など、研修派遣に一層の努力をすること。

(9) DX[※]

デジタル技術による変革を推進し、通常業務や災害活動等におけるICT化をはじめ、業務全般の見直しを行い、さらなる効率化を図ること。

用語解説	※DX (Digital Transformation)	デジタルトランスフォーメーション: デジタル技術により生活や仕事を変革させること。
------	------------------------------	---

(10) 大量退職

約4割の職員が退職を迎える令和9(2027)年度から令和15(2033)年度を見据えて、若手職員に知識や技術を伝承すること。

第2 課題への対応

1 出動体制

(1) 基本的な考え方

1 本部3署を基本とし、消防本部は浜田消防署を併設します。出張所については、3消防署の位置、道路事情、火災・救急等の災害発生件数、現場到着所要時間等を総合的に考慮して配置を検討します。

出動隊については、現行の隊編成を基本として、本部や署所庁舎が移転

した場合はその位置や配置する職員数、保有車両等を考慮して検討します。

(2) 本部・署所の配置

庁舎を改築する場合は、以下の条件を考慮して配置を検討します。

- ア 現場到着所要時間
- イ 季節による道路状況やアクセス経路数
- ウ 初動対応人員の確保
- エ 水利（消火栓、貯水槽、自然水利）等の活動環境
- オ 医療機関（救急告示医療機関）への到着所要時間
- カ 防災ヘリ・ドクターヘリ・ドクターカー[※]の活用状況
- キ 事務事業量の均一化
- ク 災害発生数（過去の実績と将来予測）
- ケ 署所が管轄する人口
- コ その他

用語解説	※ドクターカー	島根県立中央病院及び島根大学医学部附属病院が運用している医師が搭乗した救急車
------	---------	--

2 庁舎

	構造※1	建築年等		(各年は西暦)
		建築年	大規模改修年	耐用年
消防本部 浜田消防署	R C	1978	2016～2018	2038
桜ヶ丘出張所	R C	1989	2022	2049
東部消防署	S	2015		2055
旭出張所	S	2005		2045
西部消防署※2	R C	1990		2050
弥栄出張所	S	1990		2030

※1 R C（鉄筋コンクリート造）：耐用年数 60 年。おおむね 30 年目に大規模改修。

S（鉄骨造）：耐用年数 40 年。耐用年数まで大規模改修なし。

※2 西部消防署は建物周囲の地盤沈下が激しいため、大規模改修は実施しないこと及び耐用年数経過前の改築を検討する。

(1) 改築等の見通し

- ア 消防本部・浜田消防署
 - (ア) 概要

耐用年は令和 20（2038）年です。令和 16（2034）年頃を目途に改築を検討します。

現在、消防本部・浜田消防署は、浜田道路、浜田・三隅道路へのアクセスが比較的よい、市内の人口密集地に近い、洪水や津波の危険性がない等、消防機関として適切な位置にあると言えます。

下府町から三隅町まで、浜田道路、浜田・三隅道路が開通したことにより、浜田市の東西間の移動時間が短縮されました。改築の際は、現在の立地条件のメリットを維持しながら、より適切な場所への移転も考慮します。

（イ） 庁舎

消防庁舎は防災の拠点として整備するものです。消防車両等資機材の適切な格納、救急業務の高度化に対応した設備、屋内外訓練場を整備し、防災教育、ICT化への対応、大規模災害に備えたヘリポートや備蓄施設等を有した複合的な施設で、施設全体が地域住民に親しまれるものとし、また、来庁者や勤務者の快適性、感染症対策など、社会情勢に応じた庁舎として整備します。

（ウ） 位置

浜田地域の人口密集地への所要時間に大きな偏りがなく、浜田自動車道、国道 9 号、浜田道路へのアクセスが良い場所で、敷地へは複数のアクセス道があり、騒音対策として付近に住宅が少なく、学校などの教育施設、医療機関からも一定の距離を確保できる場所とします。

土地は市有地を基本とし、庁舎及び関連施設、駐車場等が適切に配置できる面積とします。

イ 浜田消防署桜ヶ丘出張所

耐用年は令和 31（2049）年です。令和 4（2022）年に大規模改修を実施予定で、浜田市全体の消防力を勘案し、改築や配置を検討します。

ウ 東部消防署金城出張所・旭出張所

現在の東部消防署金城出張所は、平成 2（1990）年から金城町、旭町を管轄していた金城町今福の旧美又出張所が、平成 18（2006）年の旭出張所の開設による消防力の均衡配置の必要性から平成 27（2015）年に移転したものです。

現時点では両出張所とも浜田自動車道の I C にアクセスが良いことや、庁舎が比較的新しいこと、事務事業量に大きな差がないことなどから、当面は現状の体制を維持することが適当と考えられますが、将来的には浜田市全体の消防力を勘案し、改築や配置を検討します。

エ 西部消防署

(ア) 概要

耐用年は令和 32 (2050) 年です。現庁舎の地盤や建物の状況、及び浜田市全体の消防力配置を勘案し、改築や配置を検討します。

西部消防署は、3 人当直体制であった旧三隅出張所が、中国電力三隅発電所 2 号機設置や浜田・三隅道路開通などの環境変化により、通常 5 人当直体制の西部消防署として、平成 30 (2018) 年に運用を開始したものです。

建物は鉄筋コンクリート造の平屋建てで、建築後約 30 年が経過しています。西部消防署は大規模改修の時期が到来していますが、庁舎周囲の敷地の地盤沈下が激しく、ここ数年は埋設配管の断裂による漏水等のトラブルが発生し、その都度修繕を行っている現状です。抜本的な土地の改良はコストがかかるうえ、敷地が手狭なことも考慮し、大規模改修の見送り、及び移転を検討する必要があります。

(イ) 庁舎

消防庁舎は防災の拠点として整備するもので、消防車両等資機材の適切な格納や救急業務の高度化に対応した設備を整備し、施設全体が地域住民に親しまれるものにします。また、来庁者や勤務者の快適性、感染症対策など、社会情勢に応じた庁舎として整備します。

(ウ) 位置

浜田・三隅道路石見三隅 I C や浜田消防署、弥栄出張所との位置関係を考慮し、検討します。また水害等に関するハザードマップにも留意します。

オ 西部消防署弥栄出張所

耐用年は令和 12 (2030) 年です。西部消防署の移転を含め、浜田市全体の消防力を勘案し、改築や配置を検討します。

3 消防行政

(1) 基本的な考え方

消防行政の課題解決に向け、組織を効率的に運用するため、事務の内容を精査します。また、多様化する災害に備え、研修等による人材育成をさらに進めながら、各課、署に必要な人員や機器を配置し、弾力的な組織運営を行います。また、大量退職に備え、職員採用の平準化、O J T や O f f - J T による消防技術の伝承、計画的な資格取得等を行い、効率的な人員配置を行うことにより消防力の維持、向上に努めます。

(2) 高度情報化への対応

総務省消防庁では、令和3(2021)年1月から「消防指令システムの高度化に向けた検討会」が開催されており、消防指令システムの標準インターフェイスの構築や車両動態管理、119番以外の緊急通報手段、大規模災害時におけるSNS活用の可能性などについて検討されています。ICTやDXを含め、これらの課題に対して、国や浜田市及び他消防本部等の動向を踏まえ、対応します。

(3) その他

経験を活かした再任用職員の配置を検討します。

4 出動体制・庁舎改築・消防行政等の検討

消防本部内部及び外部委員による検討を行うものとし、スケジュールの概要は表のとおりとします。

年度	実施回数	委員会名	特記事項
令和4年度	5回程度 (検討状況により変更あり)	浜田市消防本部 機構検討委員会	消防職員
令和4年度～ 5年度	5～6回程度 (検討状況により変更あり)	(仮称) 浜田市消防本部 体制整備検討委員会	外部委員 (事務局は消防本部総務課)

第3章 長期的な課題

1 消防の広域化

平成6(1994)年9月の「消防広域化基本計画(通知)」以降、平成18(2006)年6月には消防組織法の一部を改正する法律が公布・施行され、市町村の消防の広域化が法律に初めて位置づけられました。さらに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」や「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」が発出され、市町村の消防の広域化の推進期限が令和6(2024)年4月1日と定められました。今後、国及び他の地方自治体、各消防本部の動向を踏まえ、適切に対応する必要があります。

2 人口減少への対応

浜田市における将来の人口動態は、国立社会保障・人口問題研究所のデータ

によると、令和 12 (2030) 年には 5 万人を割り、さらに令和 27 (2045) 年には 4 万人程度まで減少すると予想されています。また、平成 28 (2016) 年総務省消防庁「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書」によると、管轄人口 5 万以上 10 万未満の消防本部においては、救急搬送需要は令和 7 (2025) 年頃にピークを迎えると予測されています。このことから、将来の人口規模等に見合った適切な体制の整備について検討していく必要があります。

水道メーターの未検針等について

1 水道メーターの未検針について

- (1) 概要 検針対象水道メーターのうち5件（使用中1件、休止中4件）について、未検針にも関わらず検針済と報告されていた。最長で3年間未検針となっているものがあった。
- (2) 件数 5件
- (3) 原因 ①閉栓中（長期）で使用水量がずっとゼロだったため、水量の変化はないと思い込んでいた。
②ガス検針との兼ね合いで業務がひっ迫し検針が困難となり、時間を短縮したかった。
- (4) お客様への影響 水道使用者1名の方に対しては、水道料金を再計算し過納分を返金した。
休止中4件については、請求が生じないため影響なし。
- (5) 市の対応
- ① 当該検針委託業者に報告し、全容解明と再発防止に取り組むよう指導した。その結果、3月31日に最終報告書の提出があった。
 - ② 全検針委託業者に文書で指導を行った。
 - ③ 4月27日に検針委託業者・検針担当者の臨時会議を開催し、再発防止の周知徹底を図った。
 - ④ 既に支払った検針委託料については、遡って返還された。

2 令和4年1月検針分の水道料金未請求について

- (1) 対象地域 清水町及び殿町の一部
- (2) 件数 99件（納付書13件、口座振替86件）
- (3) 原因 料金システムの不具合
- (4) 対策 システム開発元においてプログラムを改修し、3月29日に改修が完了した。また、市職員による事前のチェック工程を追加した。

周布橋架け替えに伴う配水管の設置について

市道日脚治和線 周布橋の架け替え工事に伴い現在、同橋に設置している仮設配水管（ポリエチレン管 直径 150 mm）に代わる配水管の設置について、下記のとおり工事に着手する予定です。

記

1 施工概要

仮設歩道橋に仮設配水管を再度設置（仮設歩道橋撤去時に廃止）し、新しく整備する周布橋に本設配水管を新設する。

2 設置する管種及び口径

仮設配水管 水道配水用ポリエチレン管 直径 150 mm

本設配水管 水道配水用ポリエチレン管 直径 150 mm

3 設置時期

仮設配水管設置工事 令和4年度

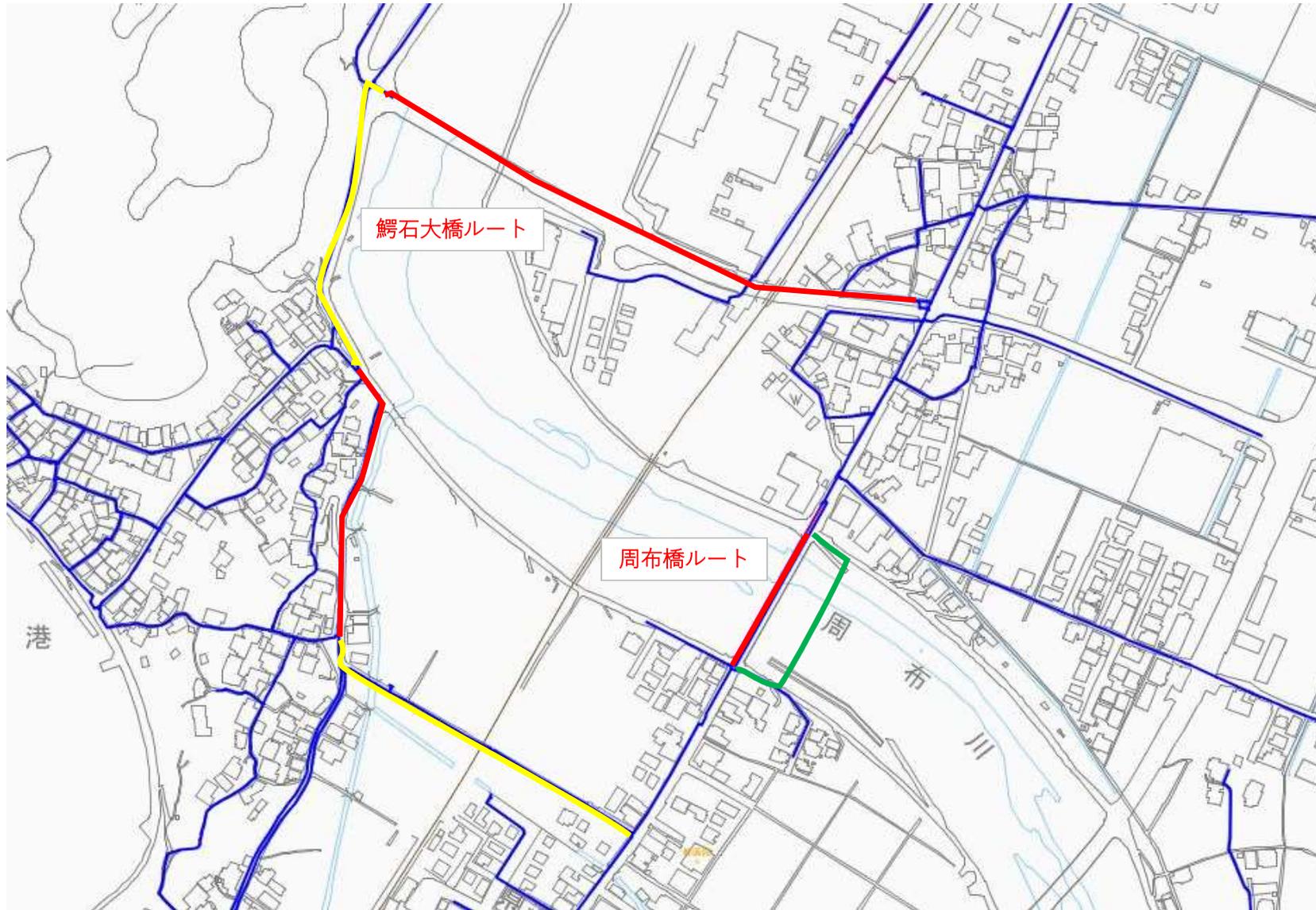
本設配水管設置工事 新しく整備する周布橋の施工時期と調整する

4 ルート検討結果

- ・ 鰐石大橋ルート 周布橋の架け替え工事との工程調整の必要ない周布橋よりも下流の臨港道路に本設配水管を設置する。
- ・ 周布橋ルート 架け替え工事を行う周布橋に本設配水管を設置することとし、仮設歩道橋に再度仮設配水管を設置する。

	鰐石大橋ルート		周布橋ルート	
施工延長	長い	×	短い	○
施工期間	単年度	○	複数年度	×
他の添架物件との調整	少ない	△	少ない	△
仮設工	少ない	○	多い	×
総工事費（仮設含む）	150,000,000	×	100,000,000	○
総合判断	×		○	

周布橋架け替えに伴う配水管の設置について 位置図



— 本設配水管

— 既設配水管

— 仮設配水管

浜田処理区下水道整備事業について

浜田処理区下水道整備事業において公民連携（DB方式）導入の検討にあたり、市内業者^{※1}及び準市内業者^{※2}を対象に説明・意見交換会や参入意向調査（アンケート）を行い、DB方式導入に向けて参考とするための資料収集などの調査業務を行ってきました。

その結果、**管路整備については、DB方式が導入可能**と判断し、浜田処理区整備事業の管路整備については、DB方式により整備を進めます。

※1 市内業者：主たる営業所を浜田市内に有する者

※2 準市内業者：従たる営業所を浜田市内に有する者

1 公民連携（DB方式）導入可能性調査の結果について

(1) 事業者説明会

設計企業、建設企業を対象に説明・意見交換会を開催しました。

- ・ R3. 11. 22 第1回説明・意見交換会、参入意向調査（アンケート）
- ・ R4. 3. 30 第2回説明・意見交換会、アンケートの意見等に対する回答
- ・ R4. 5. 23 第3回説明・意見交換会（予定）

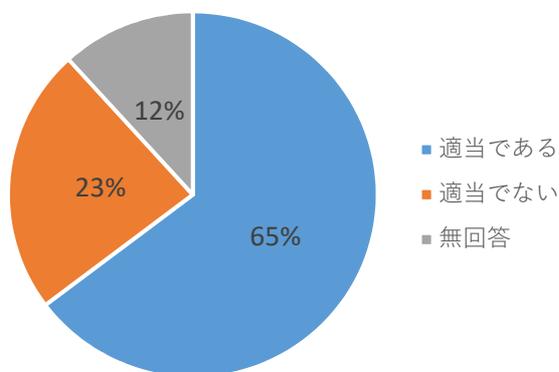
(2) 参入意向調査（アンケート）結果

	設計企業 ^{※3}	建設企業 ^{※4}
アンケート配布	9社	19社
アンケート回答	7社	10社

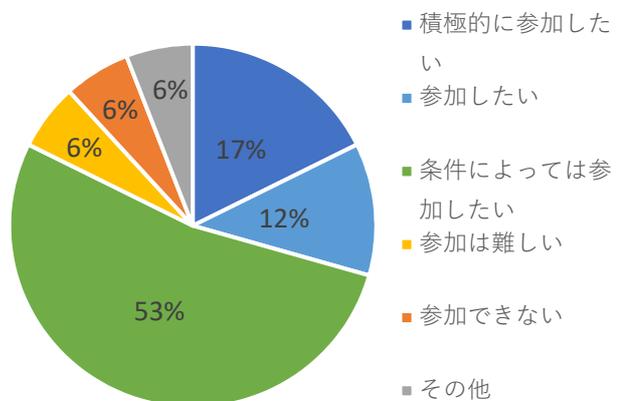
※3 設計企業：準市内業者で浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント-下水道部門」に登録されている企業及び市内業者で「土木関係建設コンサルタント」に登録されている企業。

※4 建設企業：市内業者で浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿の「土木一式工事」に登録され、浜田地域に主たる営業所を有する企業。

「DB方式」を想定していますが、
 どのようにお考えですか？



本事業への参加意向について、どのよう
 にお考えですか？



- 「DB方式は適当である」と65%の企業が回答。
- 「積極的に参加したい」「参加したい」と29%の企業が回答。
- 「条件によっては参加したい」を含めると82%の企業が参加意向を示しています。

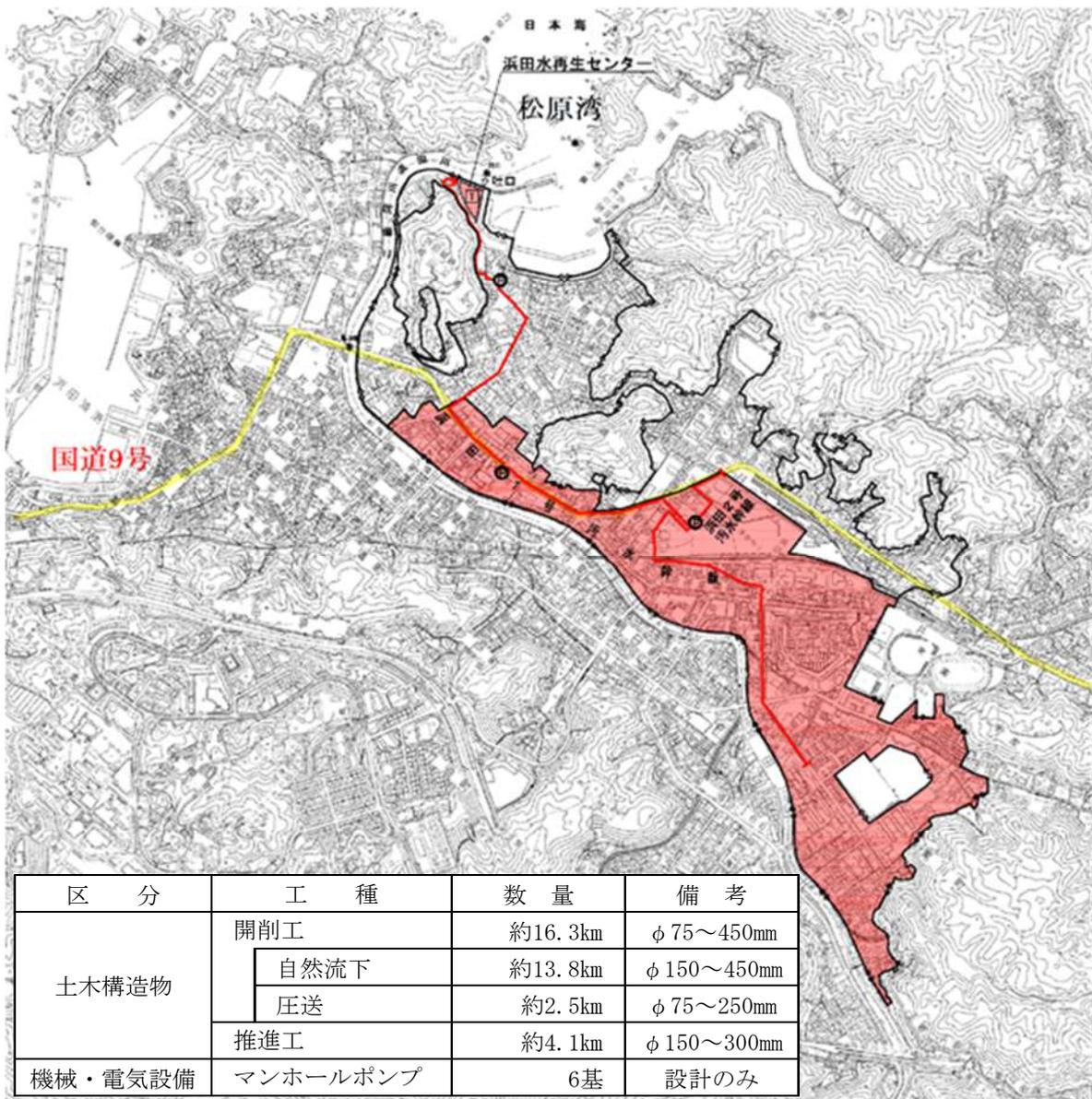
(3) アンケートでの主な意見

- ・分離発注（従来方式）として受注機会を増やしてほしい
- ・事業規模は分割し複数工区としてほしい
- ・事業規模に対して事業期間が短い
- ・市街地は多くの規制がかかり計画どおり事業が進まないのではないかと
- ・実施体制は乙型JVが望ましい
- ・乙型JVの場合、設計企業と建設企業がどのように連携するのか
- ・設計企業、建設企業の参加資格要件をどのように考えているか
- ・事業者側の業務範囲（役割分担）やリスク分担など説明してほしい
- ・建設工事の配置技術者の専任期間はいつからか
- ・事業費削減を目的に企業側の負担（金銭的な不利益）がないようにしてほしい

2 事業の概要

(1) 整備区域の概要

整備区域は約77ha、汚水管渠布設工事を約20.4km施工する予定となっています。また、整備区域を2工区に分け事業実施する予定としています。



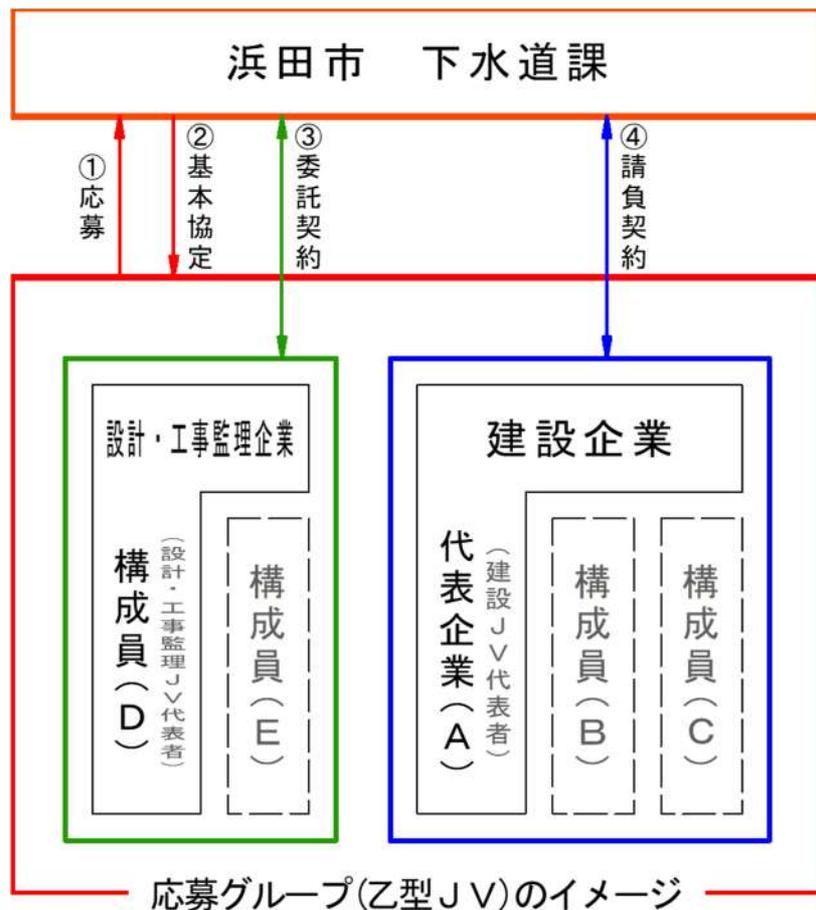
区分	工種	数量	備考
土木構造物	開削工	約16.3km	φ75～450mm
	自然流下	約13.8km	φ150～450mm
	圧送	約2.5km	φ75～250mm
	推進工	約4.1km	φ150～300mm
機械・電気設備	マンホールポンプ	6基	設計のみ

(2) 業務範囲

設 計 工事監理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査業務（測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査等） ・ 詳細設計業務（機械・電気設備工事を含む） ・ 移設協議、関係機関協議 ・ 工事監理業務 ・ 住民説明補助 ・ 本事業に伴う各種申請等の業務
施 工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道工事（機械・電気設備工事を含まない） ・ 近隣対応、周辺環境調査対策 ・ 関係機関協議 ・ 住民説明補助 ・ 本事業に伴う各種申請等の業務

(3) 事業方式

本事業は、技術提案に基づいた設計・施工を一括して発注するDB方式で実施します。事業者は設計・工事監理企業と建設企業で構成された、乙型JVを想定しています。



※応募グループの代表者（代表企業）は建設企業から定める。
 ※設計・工事監理企業及び建設企業はそれぞれ一企業とすることも、
 複数企業の共同とすることも可能。

(4) 応募者の備えるべき主な参加資格要件

参加資格要件の詳細は、募集要項にて公表しますが、主な参加資格要件は下記のとおり想定しています。

□設計・工事監理企業と建設企業に共通の主な要件

- ・浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・浜田市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

□設計・工事監理企業の主な要件

- ・市内業者及び準市内業者で、令和4～6年度浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント-下水道部門」に登録されていること。
- ・過去15年間において、国、地方公共団体等が発注した下水道管渠詳細設計業務の実績を有していること。

□建設企業の主な要件

- ・市内業者で、令和4～6年度浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿の「土木一式工事」に登録されていること。
- ・過去15年間において、国、地方公共団体等が発注した下水道管渠工事の施工実績を有していること。

(5) 事業者選定方式

本事業の業務には調査項目を含めており、調査実施後の技術提案などによる設計変更が想定されます。

そのため募集段階での調査に基づく仕様を確定することができないため、事業者の選定にあたっては、**公募型プロポーザル方式**により行います。

整備区域においての設計・施工に係る技術提案を公募し、早期に完了させるための整備方針、実施体制、コスト縮減、創意工夫や技術提案について審査及び評価を行い、最も優れた候補者を選定します。

3 今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
令和4年5月19日	福祉環境委員会へ報告
令和4年5月30日	市議会全員協議会へ報告
令和4年6月上旬頃	実施方針（案）の公表、意見集約
令和4年8月上旬頃	実施方針の公表
令和4年9月議会	債務負担行為を議会へ上程
令和4年10月上旬頃	募集要項の公表
令和5年3月上旬頃	契約候補者の決定
令和5年3月下旬頃	基本協定の締結
令和5年度	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和6年度	建設工事請負契約の締結

議会改革推進特別委員会 行政視察レポート

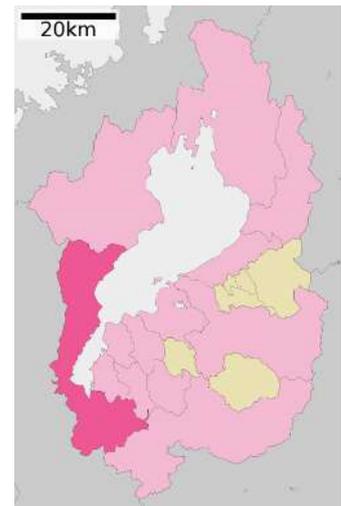
1. 日 時：令和4年4月14日(木) 14時～16時
2. 視 察 先：滋賀県大津市（浜田市役所全員協議会室にてオンライン行政視察）
3. 調査項目：議会BCPについて
4. 視察目的：大規模災害や感染症拡大などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会の役割を果たせるよう、議会の組織体制や議員の行動基準等を定める必要がある。このため、市議会で初めて議会BCPを策定した先進市議会である大津市議会の取組を視察・調査し、浜田市議会の議会BCP作成に生かす

滋賀県大津市

- 滋賀県唯一の中核市
- 人口：約34万人
- 面積：約464km²
- 琵琶湖に面し、京都・奈良に次ぐ国際観光文化都市

大津市議会

- 条例定数38人（現数37人）
- 常任委員会（総務、教育厚生、生活産業、施設、予算決算）
- 特別委員会（公共施設対策、ICT活用対策、交通対策）
- **議会局** 定数18人（現数17人）



「議会BCPについて

～二元代表制を災害から守るために～

1. 災害時の議会活動概論

(1) 議会の弱み

- ①合議制機関である実態的弱点
 - 意思決定に時間がかかる
 - 議事運営以外の指揮命令系統がない
- ②法的観点からの考察
 - 二元代表制は平時だけのものなのか？
 - 災害時に議会は無力、不要という思い込み

(2) 議会の強み

- ①現場対応責任者でない立場、環境
 - 目先の業務に忙殺されない
 - 一歩先を見た復旧、復興議論に専念できる
- ②行政、住民、専門家をつなぐ複数の政治家で構成
 - 地元対応での役割
 - 国、県対応での役割

5

(3) 災害時の議会の役割・責任

- ①執行部に個別案件を持ち込まない
- ②地元での司令塔の役割を担う
- ③復旧、復興へ向けた議論を主導
- ④国、県への要望活動を議員だけで行う

6

2. 大津市議会BCPについて

大規模地震などの非常時に行うべき議会や議員の役割、行動方針などを定めた業務継続計画。

議会BCPを策定したことで、災害時における初期対応の高度化が図られ、審議や執行部へのチェック・監視など議会としての機能維持を図ることが可能となり、結果として、市民ニーズを的確に反映した早期の復旧・復興が図られるようになる。

- H26年3月 地方議会として初めてBCP策定
- 同年 11月 第9回マニフェスト大賞優秀復興支援・防災対策賞、審査委員会特別賞を受賞
- 同年 12月 議会BCP携帯ハンドブック及び安否状況確認カード作成
- H27年 3月 議会BCPを踏まえ、**大津市災害等対策基本条例を制定**

【計画策定の経緯】

- H23年3月 東日本大震災 ⇨ 災害時の議会のあり方議論
↓
- H24年8月 市南部豪雨災害 ⇨ 大規模災害に備えた体制整備
↓
- H25年5月 議会研修会 ⇨ BCPの必要性を認識



H25年6月 大津市議会としてBCP策定を決定！

同志社大学 新川達郎教授の指導のもと、BCP策定構想は目的、課題、具体的な検討事項、工程を経て、防災対策特別委員会等執行部を交えて議論



9

【想定する災害】

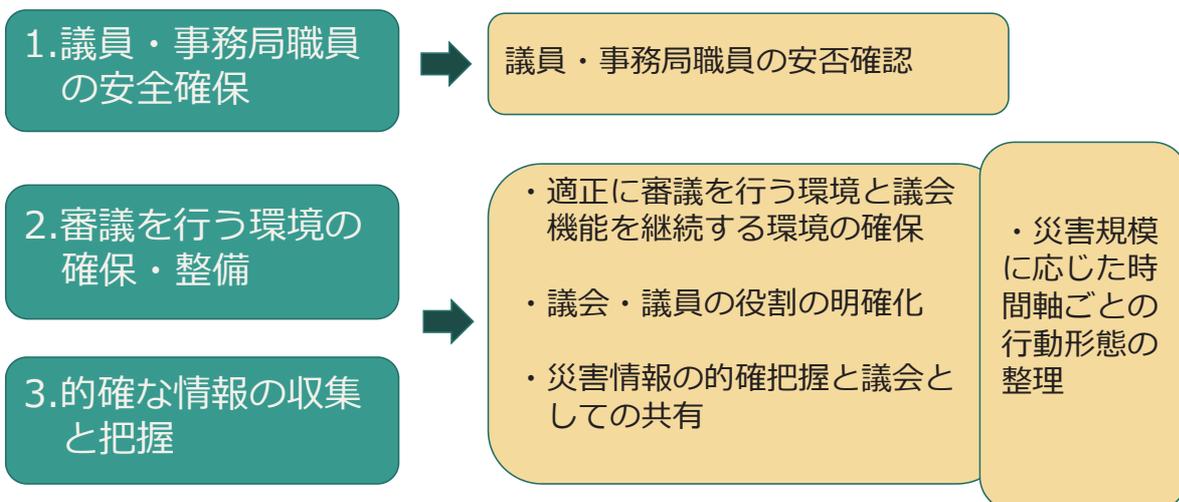
- 地震：震度5強以上
- 風水害：台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
- その他：自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害・感染症・大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又は発生するおそれがあるもの

10

【特徴】

- 議会災害対策会議の設置 …議会としての意思決定前の事前調整・協議の場になる
- 議会として市との関係 …災害対応の主体は行政であり、初動体制に専念できるように、議会の配慮が必要
- 議会BCP策定の目的 …**議会機能を維持すること**
- 議員の役割 …**議会の構成員 + 地域の構成員**

【議会の基本的機能の維持】



【大津市災害等対策基本条例】

《条例制定の経緯》

H22.3 防災対策推進条例制定（特別委員会提案）

⇒自然災害が対象、議会に関する規定なし

H26.3 議会BCP策定（政策検討会議）

⇒議会の役割を明記、基本条例の必要性を認識

H27.3 災害等対策基本条例制定

⇒防災対策推進条例を発展改良。抜本的改正

《特徴的な4つの視点》

- ①議会の視点（議会の責務・役割）
- ②危機管理の視点
- ③減災の視点
- ④男女の特性と能力を生かす視点

【防災訓練】

災害時行動訓練



タブレットを活用した情報共有化訓練



【防災グッズの整備】

サイバイバルローラーバック

3日間の飲料水や食料をはじめ、携帯ラジオ、簡易トイレ、防寒用具など緊急時の必需品一式をまとめた防災用品のセット。22リットルと大容量で保冷・保温機能を備え、かつ、貯水タンクとしても活用できる。



折り畳み式防災用ヘルメット



収納時



着用時

議員氏名・血液型・緊急連絡先を明記



座席に収納

《委員所感》

オンライン研修会であったが、非常にレベルの高い内容であった。ぜひ、全議員に研修を進めたいと思う。その上で、当市の地政学リスク、日本海に面していて、対岸の脅威を含めた浜田市版BCP策定を検討したい。

災害を含む何かが起こった時、『BCPがどうなっているのか?』と議員、議会局のメンバーの日常の中での議会BCPに対する意識が溶け込んできていることを感じた。大津市議会の議会局と議会（議員）それぞれの役割が浸透し、連携が取れるようになっており、「二元代表制を災害から守るため」という大津市議会の目的意識の高さも感じ取れた。

BCPの作成や運用にあたって、議員だけでできるものではなく、行政機関の一機関でもある議会事務局としっかりと連携や同一方向を向いた考えでなければ、作成はおろか運用などすることは困難であることを実感した。

《委員所感》

策定にあたり、しっかりとした目的、課題を出し、そこから具体的な検討事項を作り上げていくという工程（プロセス）ができていたので、内容も充実しているのだと思う。政策検討会議などでも新川教授の指導を得て、ワークショップを実施し、しっかり議論がなされた様子であった。

「二元代表制を災害から守る」ということに集約されているが、策定において大切だったこととして「議会の団結力」に触れられていたことから、その重みを感じる。議員力、議会力の質の高さについては一朝一夕に成し得るものではないと思うが、何故、議会BCP策定が必要なのかという策定過程での議論を通して共通認識を作り、合意形成が図られ、議会の団結力が強化された要素もあるのではないかと思った。

《委員所感》

チーム大津市議会とし年1回は議会が主催の防災訓練を実施している。内容は、ウェブによる訓練・参集訓練・図上訓練等であった。また、議会BCPを踏まえ、市の災害対策基本条例を制定され、議員は携帯ハンドブックと安否状況確認カードの常時携帯をされていることに意識の高さを感じた。参考にすべき事例が多く、大変勉強になった。

説明の中で特に印象に残ったのは、議会BCPに関することについては、議会が一丸となり「チーム大津市議会」となっている事。これは誇れる点とも言うておられた。そこに至ることができるのは「議会局の存在があることも」（議会事務局ではない）。議会局職員も議会と一緒にあって取り組んでおり、議会に意見できる関係にあることが大きい。

【委員会考察】

1.浜田市議会BCP作成において留意する点

①目的、作成の意義の重要性

- ・災害時における議会機能の継続
- ・二元代表制、議会の役割（権能）の維持（～二元代表制を災害から守る～）
- ・専決処分の乱発を防ぐ（浜田市は通年会期）

②議会全体での防災研修、防災訓練の必要性

- ・定期的な実施が必要
- ・現地訓練、図上訓練、地域の実態把握を踏まえた訓練が必要

③議員の役割（非代替性）の明確化

- ・議会人としての議員の代わりはない

【委員会考察】

④非常時の指揮命令系統の確立

⑤執行部への情報提供は、議会で集約して報告

- ・議員が個別にやりとりをすることのないようにする

⑥防災グッズ整備の検討

- ・想定される災害を踏まえた防災ヘルメットやサバイバルローラーバッグなど

⑦携帯ハンドブックの作成

- ・スマホ対応

⑧議会の団結力

- ・災害時だからこそ（会派を超えての）議員間での議論、情報共有・共通認識、協力体制が必要

【委員会考察】

2. 専決処分について

災害時の専決処分については委員間でも様々な考えがあり、さらに議会内での議論が必要

- ・ 人命にかかる案件の場合は、やむを得ないのではないか（飲料水などのライフライン等）
- ・ 災害時だからこそ、議会としての意思決定が必要であり、議会としての対応を議論する必要があるのではないか

【委員会考察】

3. 「チーム議会」としての議会と事務局職員の一体化について

- ・ 議会（議員）と事務局の意識の共有と意識改革が必要
- ・ 議員と対等の立場で地域課題を解決していく姿勢が必要
- ・ 事務局職員の政策立案や政策提案の補佐機能の重要性
- ・ 「議会局」への変革の必要性



▲ZOOM画面
大津市議会局：小澤課長補佐から説明を受ける



▲会場の様子
作成していただいた資料や事前に送付した質問をもとに説明を受ける

地域協議会と議会との意見交換会の班編成等について

7月下旬をめどに開催予定の標記の件について、地域協議会ごとの班編成をさきの議会広報広聴委員会にて決定しましたので、次のとおり報告します。

- 1 名称 地域協議会と議会との意見交換会
- 2 開催時期 各地域協議会と各班で今後調整
- 3 班編成（敬称略）

地域	班長	司会	班員	議長団
浜田	三浦 大紀	大谷 学	足立 豪、田畑 敬二、 (村武 まゆみ)	笹田 議長
金城	村武 まゆみ	上野 茂	岡本 正友、佐々木 豊治、 西田 清久	
旭	川神 裕司	村木 勝也	串崎 利行、牛尾 昭、 (三浦 大紀)	
弥栄	川上 幾雄	沖田 真治	芦谷 英夫、永見 利久、 (村武 まゆみ)	
三隅	小川 稔宏	肥後 孝俊	柳楽 真智子、布施 賢司、 (三浦 大紀)	

- ポイント
- ・3常任委員会から委員が1人以上含まれるよう調整
 - ・会派が偏らないよう調整
 - ・議長団は笹田議長の都合がつかない場合、川神副議長対応

4 役割分担

- 班 長： 班全体をまとめ、実施に向けた調整を中心に行う。
地域協議会との連絡も担う。
- 副 班 長： 班長に同行し、班長を補佐する。（班員から選出）
- 司 会： 当日の意見交換の進行を行う。
皆が発言でき、議論が活発になるよう努める。
- 記録報告： 会の様子をタブレットで撮影。ICレコーダーで音声を録音。
実施後には報告書を作成する。（班員から選出）

5 今後の予定について

- (1) 本全員協議会終了後各班で集まり、役割分担決定と今後の流れの共有
- (2) 班長、副班長を中心に地域協議会とテーマや日程を調整
- (3) 調整後、意見交換会実施し、実施後、記録報告書を提出
- (4) 全員協議会で全地域の意見を共有し、議員活動に生かす

6 留意事項

- (1) 担当地域の過去の会議録を読み込み、議論の経過を理解の上臨む
- (2) 設定したテーマについて深く掘り下げるような意見交換を実施
- (3) 議会として話すか、議員個人として話すかの立場を明確に

主権者教育推進に係る取組について

標記について、以下のとおり報告した上で、議員の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

1 主権者教育議論の流れ

改選前の議員定数等議会改革推進特別委員会の検討項目【多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について】の中で議論され、令和3年7月15日に検討結果の第6回報告として以下のとおり議長に報告されている。

3. 議会による主権者教育やシティズンシップ教育の推進

幼児・小学生・中学生・高校生の時から主権者教育をはじめ、ふるさと郷育や地域体験等、様々な機会を通じて、一人ひとりが浜田市にとって大切な存在であり、将来、地域のために何が必要で、何が自分にできるかの気づきを持ってもらったり、まちづくりや政治、議会や議員の役割について関心を持ってもらったりすることが重要である。

このため、小中高高校生や大学生等を対象とした模擬会議の開催や高校生による政策甲子園、教育現場に議員が直接出向いて講義する議会出前講座等の開催を検討されたい。

また、改選後の議会広報広聴委員会において、2年間の任期の活動方針の中で、「わかもの」を意識した活動を取り入れながら、議会に対する理解促進を図ることとし、主権者教育について、手法を検討しながら取り組むことを委員間で共有した。

上記の流れを踏まえ、令和4年4月28日の議会広報広聴委員会において笹田議長から、当委員会では主権者教育推進に関する取組を進めてほしいとの提案があり、現在に至る。

2 具体的な取組

当委員会において以下の取組を進めていることを報告する。

(1) 島根県立大学との共同研究

テーマ 主権者教育の現状とこれからの取組について
担当教授 地域政策学部 光延 忠彦教授

(2) 浜田高校HIRAKU PBLへの委員派遣

派遣日 令和4年6月8日（水）
派遣委員 三浦大紀、大谷学、川上幾雄